

第3章 農政事業のあゆみ

第1節 都市農業

1 都市農業の役割

都市農業は、生鮮食料品を安定して供給するだけでなく、活発な農業生産自体がまさに緑と潤いを与え、環境の保全や災害の防止にも大きな役割を果たしてきた。

昭和60年代に入り、名古屋市を含む三大都市圏を中心として地価が高騰する中、市街化区域内の農地に対しては、その宅地化が強く求められることとなった。

これに対応するため、三大都市圏の特定市においては、平成3年以降、宅地化する農地と保全する農地の区分が行われ、宅地化する農地に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置により宅地化の促進が図られた。

一方、市街化区域内にあって保全すべきものと区分された農地については、平成3年以降、生産緑地地区として指定され、同年改正後の生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることとなった。

その後、平成11年には食料・農業・農村基本法が制定され、国として都市農業について生産振興を図るために必要な施策を講ずることが規定された。

近年では、平成27年に都市農業振興基本法の制定、平成29年の都市緑地法、生産緑地法改正にみられるように、農地は「都市における防災」、「良好な景観の形成」、「環境の保全」、「農業体験・学習、交流の場の提供」等の多様な機能を持ち、良好な都市環境に資するものとして、都市に「あるべきもの」として位置づけられている。

都市農業の持つ機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、都市農地を保全し、都市農業を振興していく必要がある。

2 名古屋市内農業の動向

市内16区に農地が所在しており、南西部の農業振興地域や南東部地域を中心に、大消費地に立地するという特色を生かし、水稻、露地野菜、施設園芸、果実、花き、畜産等、様々な形で農業が営まれている。

名古屋市内の農地面積は1,009ha（令和5年1月1日時点）となっており、市域面積の約3.1%を占める。農家戸数（経営面積10a以上）は2,751戸（令和4年8月1日時点）、農家1戸あたりの経営規模は平均41aとなっており、50a以下の層が約82%を占め、経営規模としては小規模な農家が多い。動向としては、農地面積、農家戸数ともに減少傾向にあり、昭和58年度と比較すると、農地面積は約72%、農家戸数は約65%それぞれ減少している。

また、農業従事者の高齢化も進行しており、後継者不足が課題となっている。

このほか、農業環境も大きな変化が見られる。農地の宅地化に伴う農業用水の汚濁、通水障害、化学肥料の連用による土壌の老朽化等、農業の生産性を低下させる要因が増大している。

農地面積・農家戸数

	昭和58年度	令和4年度
農地面積	3,636 ha	1,009 ha
農家戸数	7,855 戸	2,751 戸

3 農業生産の現況

本市における農業生産は、水稻と露地野菜を中心とする在来農業が基本形態をなしている。

また、施設園芸等の生産性が高い都市型農

業が成長してきている。

水稲については、港区、中川区を中心に作付けされている。市街化の進展により年々作付面積は減少してきている。

野菜類については、南西部地域では、水耕ミツバ、ネギ、春菊等の軟弱野菜とトマトが、南東部地域では、玉ネギ、ブロッコリー、白菜等が主に生産されている。

果実については、東南部丘陵地である緑区、守山区、天白区において、ブドウ、梅等が栽培されている。

花きについては、港区では露地、緑区では施設で栽培されている。

畑の面積としては、緑区が最も多く、次いで、中川区、港区、守山区の順となっている。

家畜の飼育については、減少の一途をたどり、緑区の1軒の農家で肉用牛が飼養されている。

市内で生産される農畜産物の市民への供給率は、生産量と消費量との比較で見ると、令和4年度で米1.7%、野菜類0.9%、果実0.3%等となっている。

市内農産物の生産額は、13.1億円（令和4年度）となっており、その内訳は、米穀類が約4.8億円、野菜類が約5.6億円、果実・花き類が約2.2億円、畜産物その他が約0.5億円である。

昭和58年度と令和4年度との、生産状況の比較は次のとおりである。

農業生産状況

(上段：生産量 下段：生産額)

	昭和58年度	令和4年度
米	5,411 t	2,210 t
	1,618,902千円	482,173千円
野菜	43,943 t	2,037 t
	5,826,997千円	561,799千円
果実	608 t	346 t
	239,186千円	173,844千円
切り花	4,230千本	336千本
	132,299千円	19,194千円
鉢物	536千鉢	39千鉢
	169,709千円	24,244千円
花壇用 苗木	672千株	40千株
	25,478千円	2,700千円

第2節 農業委員会

1 沿革

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）（以下、「法」という。）の成立により、農地改革の役割をはたしてきた農地委員会と農業調整委員会及び農業改良委員会が統合され、昭和26年に発足し、現在に至っている。

本市においては、昭和26年に千種・北・西・中村・昭和・瑞穂・熱田・中川・港・南の各区に農業委員会が設置された。

その後合併により、昭和38年に守山・緑区に、分区により昭和50年に名東・天白区にそれぞれ農業委員会が設置された。

また、農地面積の減少により昭和44年に熱田区、昭和50年に昭和区において農業委員会が廃止された。

昭和62年には、それまでの区に設置されていた農業委員会を廃止し、名古屋市を6つの区域に分けて6の農業委員会を設置した。

さらに平成11年には、これらを再編して名古屋市農業委員会を設置している。



農業委員会総会の風景

2 目的・所掌事務

農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農家の地位向上に寄与

するため、法に基づき市町村に設置される行政委員会である。市町村長から独立し、公平・中立に事務を実施するものである。

農業委員会の所掌事務は、法第6条に規定されており、その事務は、必須事務と任意事務に大別される。このうち、「農地等の利用の最適化の推進」は、平成28年の法改正により、新たに必須事務に位置づけられたものである。

必須事務として、農地の権利移動の許可等の農地法等によりその権限に属された事項と、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等といった農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行う。

任意事務として、法人化、そのほか農業経営の合理化の支援、農業一般に関する調査及び情報提供といった農業の振興を図るための業務を行う。

また、これらの業務のほか、農業委員会は必要があると認めるときは、農業に関する施策の企画立案や行政機関等に対する意見書の提出を行う。

3 農業委員・農地利用最適化推進委員

農業委員会は、市長が任命する農業委員と農業委員会から委嘱される農地利用最適化推進委員によって構成されている。農業委員の任命要件として、原則、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることや、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない中立委員が含まれることなどがある。平成27年の法改正により、農業委員の選挙制と選任制の併用が廃止され、農業者等の推薦・公募手続きを行った上で、市長が議会の同意を得て任命することとされた。

また、農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員が新設された。農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者である。委員は、特別職の地方公務員(非常勤)である。

農業委員の任期は3年で、農地利用最適化推進委員の任期は、農業委員の任期満了の日までとされている。

本市においては、令和4年4月1日現在、農業委員16名、農地利用最適化推進委員12名がその任にあたっている。

本市農業委員会の定数

委員	定数
農業委員	16名
農地利用最適化推進委員	12名

担当区域及び区域ごとの定数

名称	区域	農業委員	推進委員
第1区	千種、昭和、瑞穂、南、緑、名東、天白区	5名	2名
第2区	東、北、西、中村、中、守山区	3名	3名
第3区	熱田、中川区	3名	3名
第4区	港区	4名	4名
	中立委員	1名	
	計	16名	12名

農業委員の互選により会長及び会長職務代理が選ばれ、会長は農業委員会の委員会議(以下、総会)を招集する。また会務を総理し、委員会を代表する。会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。本市は、会長職務代理を2名設置している。



委員の任命式

農業委員の意思決定は合議体として、総会の議決によって行っている。総会では、農地法等によりその権限に属された事項等(詳細は「農業委員会の主な活動」参照)を審議し、処分を決定している。

農地利用最適化推進委員は、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会で意見を述べるができるが、議決権はない。ただし、本市では農業委員・農地利用最適化推進委員は同じ活動を行っている。

さらに、本市では農業委員会の円滑な運営を期するなどの目的のため、独自の制度として運営委員会、地区協議会及び農業委員会全員協議会を設けている。

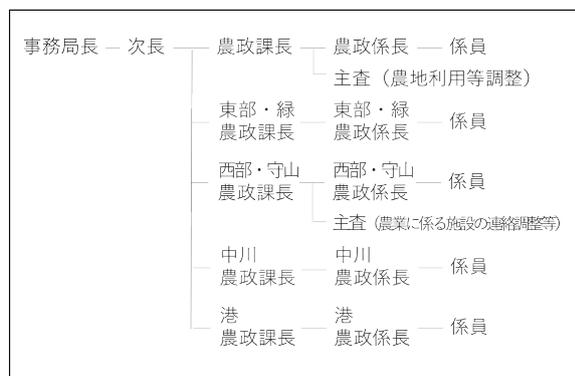
4 農業委員会事務局

法に基づき、農業委員会には事務局が置かれ、事務局長をはじめ事務局職員が農業委員会の事務に従事することとされており、職員の定数は条例で定めるものとされている。

本市においては、名古屋市定数条例により農業委員会事務局の職員を定め、このほかに市長の補助職員で、兼職により農業委員会事務局の職員となっている。

取りまとめを行う農政課のほか、東部・緑

農政課（緑区役所）、西部・守山農政課（守山区役所）、中川農政課（中川区役所）、港農政課（港区役所南陽支所）にて、農地転用の届出受理や許認可申請の受付等の窓口業務を行っている。



農業委員会事務局の組織図
(令和4年4月1日)

農業委員会事務局の課の担当区域

課	担当区域
農政課	名古屋市全域
東部・緑農政課	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区
西部・守山農政課	東区、北区、西区、中村区、中区、守山区
中川農政課	熱田区、中川区
港農政課	港区

5 農業委員会の主な活動

必須業務として、農業委員会が専属的な権限として行う許認可等の事務及び農地等の利用の最適化の推進に関する事務がある。具体的には、農地の利用状況調査や利用意向調査、農地パトロールを行っている。許認可関係に関する事務には、農地の権利移動や農地転用についての許認可を中心とした農地行政

の執行をはじめ、農地に関する税制、農業者年金等に関わる業務が含まれる。農業委員会では毎月総会を開催し、農地法令に関する許可等について審議し、意思決定を行っている。

その他、任意の事務として、農業委員会が農業者の公的代表機関として、農業生産や農業経営に関する内容をはじめ、農業一般についての調査や情報提供といった農業振興を図るための業務を行う。

また、所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、地方公共団体や関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての意見を提出することができる。



市長への意見書提出



農業委員による現地調査

6 農業委員会関係各種団体等

法に基づき、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築等を通

じて、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。愛知県では一般社団法人愛知県農業会議がこれに指定されており、市町村の農業委員等に対して講習や研修を行うことや、農業委員会の所掌事務に対し協力を行う業務等を行っている。

また、農業協同組合法に基づく法人である農業協同組合として、本市においては「なごや農業協同組合」「緑信用農業協同組合」「天白信用農業協同組合」の3農業協同組合が、都市農業の振興を図るとともに、優良農地の保全と利用、営農環境の保持に取り組んでいる。

第3節 農地の保全管理

1 概要

本市においては、都市計画法の区域区分制度により、市街化区域と市街化調整区域を定めており、市街化区域面積は約30,258ha（市域面積の約93%）、市街化調整区域は約2,392ha（市域面積の約7%）である。令和5年1月1日時点で、名古屋市の農地面積は約1,009haであり、市街化区域に約537ha（約53%）、市街化調整区域に約472ha（約47%）となっており、半数以上が市街化区域に存在している。

一方で、市内農地の面積について、令和5年と平成30年を比較すると約188ha減少しているが、そのうち市街化区域の農地は約187ha減少している。都市化の進展に伴い、農地は年々減少傾向にあるが、その大部分は市街化区域の農地の減少によるものである。

市内農地面積の推移

（単位：ha）

区分	令和5年	平成30年	増△減
市街化区域	536.99	724.11	△187.12
市街化調整区域	472.02	473.23	△1.21
計	1,009.01	1,197.34	△188.33

都市政策においては、都市計画法制定による区域区分制度の創設と関連する税制改正により、市街化区域に取り込まれた農地は宅地化すべきものと位置づけられ、農地法上でも届出で転用が可能とされた。農業政策においても、土地改良事業等の主要な農業施策は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定される農業振興地域の農用地区域に計画的かつ集中的に実施されることとなり、市街化区域の農地には主要な農業施策が講じられて

こなかった。

一方で、近年、食の安全に対する意識の高まり、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の広がり、東日本大震災等を経た防災意識の高まり等により、住民の都市農業に対する意識は変容してきており、都市農業がもつ「多面的な機能」に対する評価が高まっている。

こうした中、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定された。都市農業振興基本法では、都市農業の振興に関する基本的な理念が示され、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市部における農地の位置づけを、「都市にあるべきもの」として大きく転換した。国においては都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を策定し、都市農業の振興に関する施策の基本的な方針等が示された。

本市においては、平成10年に都市と調和した農業の振興を目指して「名古屋市農業振興基本方針」を策定するとともに、平成18年には、農業を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、産業としての農業だけではなく、環境への貢献や生活・文化の基盤としての役割も含めて「農」と表現し、「農」のある市民の豊かな暮らしを目指して名古屋市農業振興基本方針「なごやアグリライフプラン」を策定した。

さらに、平成30年には、国等の都市における農地の位置づけの転換を踏まえ、都市農業の振興に関する本市の施策の方向性を整理するため、「なごやアグリライフプラン」を改定し、一層の都市農業の振興を図っている。

2 市街化調整区域(農業振興地域)

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、長期にわたって農業の振興を図るべき地域として、知事が指定している。これは、必要な農業振興施策を計画的かつ集中的に講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とするものである。本市においては、昭和49年に中川区富田地区、港区南陽地区、守山区東谷地区のそれぞれ一定の区域が、農業振興地域の指定を受けている。

また、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画によって農用地区域を定めており、農業の目的のために供される土地として位置づけられている。農用地区域は、国、県の農業振興事業及び税制上の優遇措置が図られる一方、農地転用が厳しく制限されている。本市においても、農業振興地域の整備に関する法律の定めに従い、名古屋農業振興地域整備計画を策定し、港区南陽地区(337ha)、中川区富田地区(81ha)、守山区東谷地区(4ha)の優良農地を農用地区域に設定している。

なお、現在の名古屋農業振興地域整備計画は、その見直しのために平成30年度に基礎調査を実施して、令和元年度に計画の変更を行ったところである。

農業振興地域の農用地面積

(令和3年時点)

地区	面積
港区南陽地区	337ha
中川区富田地区	81ha
守山区東谷地区	4ha
計	423ha

農業振興地域では、一見すると広大な田畑が広がっているが、実際には細かな筆が分散しており、その権利関係も複雑に入り組んでいる。農地を効率的に利用するためには、こうした状況を整理し、地域の農地を集積・集約化していく必要がある。

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定された。農地中間管理事業は、市街化調整区域の農地を対象に、各都道府県に設置された農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように整理して担い手に貸し付ける事業である。本事業を円滑に推進するため、地域の農業者等による協議の場を設置し、協議の結果を「人・農地プラン」として公表することとされている。

本市では、平成27年度に港区南陽地区において7つの土地改良区それぞれで「人・農地プラン」が作成され、農地中間管理事業による耕作が実施されている。

また、令和2年度に中川区供米田地域、令和3年度に中川区福島地域、令和4年度に中川区包里地域において人・農地プランが作成され、農地中間管理事業の実施により、中心経営体により一体的に耕作されている。

令和4年には、農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが法定化され、地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定・公告することとされた。

本市でも、今後、市内15地域において、協議等を行い、「地域計画」の策定を進めていく。

人・農地プランの作成状況

(令和4年度末時点)

地 域	作成時期
港区南陽地域	平成28年1月
中川区供米田地域	令和2年2月
中川区福島地域	令和3年12月
中川区包里地域	令和4年7月

3 市街化区域(生産緑地)

生産緑地は、市街化区域内の農地で良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図ることを目的としている。

生産緑地に指定されると、固定資産税が農地評価・農地課税となり、相続税の納税猶予制度が適用されるといった優遇措置を受けることができる。

一方で、生産緑地は農地として適正に管理することが義務づけられており、指定されてから30年間は解除することができない。

また、行為制限により、原則として建築物の新築、改築又は増築や宅地造成等が規制される。本市では、平成3年に改正された生産緑地法により、一定の要件を満たす農地について、平成4年に一斉に生産緑地地区として指定している。

また、その後所有者から指定意向が示された農地が一部あったことから、平成5年以降も追加指定を行っている。

本市の生産緑地は、平成4年の当初指定以降、追加指定により緩やかな増加傾向にあったが、耕作者の死亡・故障等を理由に毎年一定数の解除があり、平成9年をピークとして減少傾向にある。

また、平成4年に指定された生産緑地が、令和4年に指定後30年を迎え、一斉に宅地等に転用可能となり、三大都市圏の農地が大幅に減少することが危惧された。

これは生産緑地の「2022年問題」と言われ、本市においても、約8割の生産緑地が平成4年に指定されたものであった。

こうした中、平成29年に生産緑地法が改正され、都市農地の保全を図るための対応策として、生産緑地の面積要件が引き下げられるとともに、「特定生産緑地制度」が創設された。生産緑地の面積要件は、原則として500㎡以上とされてきたが、市町村の条例で300㎡以上までに引き下げることが可能となった。

これを受け、本市では平成29年に緑のまちづくり条例を改正し、300㎡以上に引き下げを行った。

さらに、生産緑地は指定後30年を経過すると税の優遇措置が縮小するが、特定生産緑地に指定することで、解除可能な時期を10年延期するかわりに、引き続き税の優遇措置を受けることができるようになった。

特定生産緑地に指定するためには、指定後30年を経過する前に所有者等の同意取得が必要となるため、平成30年度から説明会の実施等により制度の周知を進めるとともに、令和2年度から指定手続きを実施した。

加えて、平成30年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定された。生産緑地を貸し付けた場合でも相続税の税制優遇を受けられるようになったことで、自身で営農することが困難な場合でも、貸し付けることにより、生産緑地の継続を選択することができるようになった。

令和4年12月2日現在、生産緑地全体の面積は224.3ha、団地数は1,714団地指定されている。そのうち特定生産緑地に指定された面

積が156.9haだった。

生産緑地の面積

(令和4年12月2日現在)

地区数	面積
1,714団地	224.30ha

特定生産緑地指定内訳

(令和4年12月2日現在)

地区	面積
千種区	0.1ha
北区	8.3ha
西区	4.8ha
中村区	6.1ha
瑞穂区	1.4ha
中川区	23.8ha
港区	8.1ha
南区	1.5ha
守山区	26.4ha
緑区	36.8ha
名東区	5.1ha
天白区	34.7ha
計	156.9ha

4 農業基盤整備

農業基盤整備事業

農業用水路や排水機場は、営農基盤であるとともに地域の雨水排水を担っており、また、農道は地域の生活道路としての機能を併せ持っている。このように、農業基盤は地域にあって非常に公共性の高い重要な施設であることから、これら施設の計画的かつ継続的な維持修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていかなければならない。

このため、農業振興地域において、本市は老朽化した土地改良区の管理する農業用水路の更新整備を実施するとともに、愛知県が事業主体となる農業用水路の更新整備や排水機場の長寿命化事業等において応分の費用負担をすることにより、施設の従前より有する能力が常に発揮できるように努めている。



農業用水路(更新前)



農業用水路(更新後)



排水機場

そのほか、土地改良区が主体となって実施する小規模な修繕工事に対し、愛知県と連携し支援している。

主な県営土地改良事業

事業名	事業内容
地盤沈下対策事業	排水路改良
農業水利施設保全対策事業	排水機場 排水路改良

主な団体営土地改良事業

事業名	事業内容
基盤整備促進事業	排水路改良
農業用水路改良事業	排水路改良

※団体営とは、本市が事業主体

県営土地改良事業の変遷

事業名	期間
地盤沈下対策事業 (整備⇒更新も可となる)	S53～
農業水利施設保全対策事業 (通称ストマネ・延命処置)	H25～
特定農業用管水路特別対策事業 (石綿管の応急対策)	H21～25 H31～R4
湛水防除事業 (0m地帯整備・更新)	S59～H2 H5～21
緊急農地防災事業 (流域の開発等による流出量増大と地盤沈下に起因する湛水被害が予想される地域の排水機・排水機場・排水路を整備) (好景気時の税収増による予算) (3年毎更新)	S52～H7 H12・29 H30
圃場整備事業 (農地対象の区画整理事業)	S50～58
用排水施設整備事業 (防災として、機能障害、損傷等による農地・農業用施設等への被害防止のための応急対策)	S49～H4 R3

水質障害対策事業 (都市汚水等により農業用水の汚濁の著しい地域の灌漑排水施設の新設・改良)	S48～H6
河川工作物応急対策事業 (構造が不十分なものについて整備補強し洪水の災害防止) (例：吉根堰) (税収が落ちるとなくなる)	S58～H5 H12～15
国営造成施設事業 (国が整備した頭首工、ポンプ場、幹線用排水路等の農業水利施設の更新)	H13～21
経営体育成促進事業 (大区画化による水路整備、効率化) (例：田んぼアート周辺)	H16～18
震災対策農業水利施設整備事業 (大規模な地震による農地・農業用施設への被害を防止するための耐震補強整備)	H31・ R3～
水質保全対策事業 (水質保全事業により整備した施設の更新)	R3
排水施設保全対策事業 (防災としての機能低下の復活による延命)	R3～

維持管理事業

○農業用施設等の維持管理

農業用水路をはじめとした農業用施設の日常的な機能を維持するため、施設の応急修繕や浚渫・清掃等を実施している。

○多面的機能支払交付金事業

本事業は、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する国の事業である。本市は、「愛知県農地水多面的機能推進協議会」(平成26年4月1日規約

施行)の会員として事業に参加している。この会員は愛知県をはじめ、愛知県内の市町村や土地改良区の69会員が参加をしている。本事業では、土地利用形態や活動内容ごとの単価に事業区域面積を乗じた金額が、交付金として上記協議会から活動組織に支援される。

ちなみに、支援金の負担割合は国1/2、愛知県1/4、市1/4となっており、本市が事務窓口となり組織の交付申請に従って国や愛知県の支援金を含めて交付金支援を行う。支援金の構成としては、①農業の担い手に集中する水路・農道の管理を地域で支える共同活動を支援する「農地維持支払交付金」、②地域資源(農地、水路、農道等)の軽微な補修等による質的向上を支える共同活動を支援する「資源向上支払」等がある。

平成30年度は6地区で6団体が活動し、12,916,000円を交付(本市負担金3,229,000円)していたが、令和4年度は4地区で4団体が活動し、交付金額も6,342,800円(本市負担金1,585,700円)と減少しており、参加者の高齢化や事務の煩雑さ等が課題となっている。

市街化区域の水利権

庄内川から取水している本市管理の農業用水は、河川法23条(流水占用)及び24条(土地占用)に基づく許可を得て取水している。

対象農業用水は、神明用水(～令和10年度末)、庄内用水(令和6年度末)、天白用水・八カ村用水・山西用水(～令和5年度末)である。

水利権申請は10年ごとに行っており、申請にあたり河川管理者より水利用実態調査を必須条件とされている。

農業土木委員

農業用立切や樋門は、営農上、重要な施設

であるとともに、最近の農地の宅地化による農地と住居が混在する状況にあって、水防上、より一層、適正な管理・運用が求められている。

このため、本市では、農業用立切や樋門ごとに地域の特性に精通した農業者を農業土木委員として委嘱している。

農業土木委員は、通常時の施設操作のみならず、降雨時等の非常時においても災害の発生を防止するため、警戒・操作を行っている。

農業土木委員の概要

区 分	内 容
身 分	市長が委嘱する非常勤特別職
任 務	施設の操作及び巡回点検
対象施設	農業用立切、樋門であって重要なもの
委 嘱 数	昭和58年度：242箇所 令和4年度：150箇所

第4節 農業振興対策

1 優良農地保全利用対策事業

役割

本事業は、名古屋市内の優良農地(「市街化調整区域の農地並びに生産緑地の指定を受けた農地」)のことで、農業用施設や大型機械等の導入により都市農業の振興が見込まれる農地を指す。)を保全活用し、農業の振興を図るものである。

「農業用施設」、「高性能農業用機械」、「施設園芸高度化用施設・機器」、「病虫害共同防除用薬剤等」、「青果物共同出荷推進用資材」、「共同直接販売促進用施設・資材」、「環境保全型農業推進用資材等」、その他に対して補助するもので、平成4年度から実施している。

変遷・実績

優良農地保全事業利用対策事業の変遷・補助交付実績は次のとおりである。

年 度	内 容
平成18年	個人(認定農業者)を追加、上限額を設定 残留農薬検査、土壌検査を追加
平成20年度	個人(エコファーマー)を追加
平成21年度	個人(農業経営士)を追加 定置式果樹栽培施設、直販施設での販売時点管理システム、鳥獣害軽減資材、自動灌水装置等、農家からの要望が強い事業を追加
平成27年度	理由が明らかであれば同様の高性能農業用機械でも5年待たずに採択可能に変更 ただし、高性能農業用機械を乗用に限定
平成27年度	中古高性能農業用機械を対象として追加
令和3年度	補助上限額を見直し

補助金の交付実績

年 度	申請数		補助金額
	団 体	個 人	
平成23年度	14件	6件	21,361千円
平成28年度	10件	8件	17,275千円
令和3年度	10件	9件	7,503千円

2 稲作等の生産改善対策

米の需給調整

主食用米の需要量は年々減少しており、全国の水田すべてで主食用米を作ると供給過多となり、価格が下落して、結果的に多くの米生産者の収入が下落することにつながる。

米の需要と供給のバランスを保つため、農林省は、昭和46年から米の生産調整を開始した。長期間にわたって、国が生産数量等の目標を設定し、転作に応じた米生産者に対して補助金を支払うことにより、主食用米の作付面積の削減を目指すいわゆる「減反政策」を実施してきたが、この政策は平成30年に廃止された。

減反政策廃止後は、生産者等に全国の米の需給見通し等の情報を提供し、生産者自身が経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた米の生産・販売を行うという方針となった。

こうした背景の中、本市では平成16年に名古屋市水田農業推進協議会を設立し、その構成員を担うとともに、地域における需要に応じた米の生産を推進している。

平成24年には名古屋市担い手支援協議会と統合し、名称を名古屋市地域農業再生協議会(以下、「協議会」という。)と改めた。

前述の減反政策の廃止によって、生産数量目標及びそれに伴う補助金は廃止されたが、平成31年からは協議会において生産数量目標の目安を作成し、生産者へ配分することで、

需要に応じた米の生産・販売を推進している。

また、協議会では、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るため、水田で転作作物を生産する生産者に対して国が支払う「水田活用の直接支払交付金」に係る事務を実施している。

このように、本市では主に協議会を通して国の方針に従った米の需給調整を実施している。

3 園芸作物の生産対策

農産物品評会

本市では、農業者の日々の努力の成果物である農産物を審査することで競い合い、優れたものに褒賞を与える農産物品評会を開催している。この品評会は、農業者の技術や管理能力、生産意欲を高め、農産物の質の向上と安定した生産・出荷につながっている。

農産物品評会は、昭和25年に園芸技術向上を目的として「名古屋市園芸品評会」の名称で開催されたのが始まりで、昭和48年の第22回から名称が「名古屋市農産物品評会」に変更され、現在に至っている。この品評会は、昭和35年(前年の伊勢湾台風被害による)、昭和38年(長雨被害による)、令和2年及び令和3年(新型コロナウイルス感染症の影響)の4度の中止があったものの、これを除き毎年開催されている。

市民が地元の農産物を見ることができる品評会は、農業や名古屋の農産物について知ることができる貴重な機会にもなっている。

・愛知県農林畜産物品評会

毎年12月第3週に熱田神宮農業感謝祭に併せて行われ、令和4年で70回開催されている。

第70回品評会の出品数は1,956点の出品が

あった。

・守山区農産物品評会

毎年12月に開催、令和4年で71回開催されている。第71回品評会は275点の農産物等の出品があった。

・天白区農産物品評会

毎年12月に開催、令和4年で46回開催されている。第46回品評会は288点の農産物等の出品があった。



陳列・展示の様子

野菜生産価格安定対策事業

本事業は、昭和41年に制定された野菜生産出荷安定法に基づき、主要な野菜について、一定の生産地域の生産及び出荷の近代化を計画的に推進するとともに、その価格が著しく低落した場合の価格差を生産者に補給することを目的とした、国・県が主体の事業である。

本市では、この事業に加入する生産者の資金造成負担金の1/2を補助(東海市場に限

る)している。実施要領は昭和56年4月1日に制定された。当該事業の加入要件(作付面積、共同出荷率)を満たさなくなった品目は解除されるため、作付面積の減少や品目の転換等によって対象品目は徐々に少なくなり、令和元年以降、加入している野菜は、ブロッコリー、みつば、しゅんぎくの3品目である。

野菜栽培保証事業

本事業は、野菜の計画的な生産出荷と農家の経営安定のため、特に市民の食生活に関係の深い野菜について、市内の卸売市場での販売価格が定められた価格以下になったとき、その差額を補てんする本市単独の事業である。実施要領は昭和56年4月1日に制定された。

対象品目は、市内で生産量の多い野菜(ただし、野菜生産価格安定対策事業に加入している野菜を除く)が選定されており、令和4年度現在では対象10品目、そのうち実際に申請のあった野菜は5品目(キャベツ・こねぎ・にんじん・かぼちゃ・たまねぎ)である。

加入要件を満たさなくなるなどの事情により、野菜生産価格安定対策事業の加入を解除された品目の受け皿的な役割も担っている。

花き関連業務

本市では、花き産地育成事業として、花苗を供給する生産者を育成するため、花苗の生産者に区の花の栽培委託を行い、併せて区の花の普及を行っていたが、平成11年度計画から緑化推進(花いっぱい運動)へ組み換えされた。

令和4年度 市内の花き生産量

区分	作付面積	生産量	生産額
切り花	1ha	336千本	19,194千円
鉢物	1ha	39千鉢	24,244千円
花壇用苗物	0.1ha	40千株	2,700千円

花き	切り花	1ha	336千本	19,194千円
	鉢物	1ha	39千鉢	24,244千円
	花壇用苗物	0.1ha	40千株	2,700千円

4 地産地消の推進

地産地消とは、「地域で生産された農産物を地域で消費すること」を意味する。本市における地産地消の推進の目的は、地元農産物の生産量の増大と消費の拡大である。生産者と消費者が互いに顔が見える関係づくりを進め、生産・流通・消費等のそれぞれの立場で創意工夫しながら、連携の輪を広げていき、生産と消費をともに高めていくことが、この取組である。

この取組は、新鮮で安全な農産物の提供はもちろんのこと、関係者の生きがいつくりや地域の交流に貢献し、都市農業の振興につながっていくものである。そこで本市では、平成16年になごや地産地消推進協議会を設置、シンボルマークを選定した。

なお広域的には、平成20年度に開催された三県一市知事市長会議において、愛知、岐阜、三重の3県と連携して地産地消を推進していくことで合意している。

なごやさい

本市では、名古屋の農家が作った野菜に「なごやさい」という愛着の持てる名称をつけ、関係団体とともに浸透を図っている。それを愛称としてPRする場を増やし、販売促進を進めている。「なごやさい」という名称は平成26年9月定例会の個人質問における市会議員

の発言で初めて使われた。

地産地消・なごやさいの推進の取組

主な取組事例は次のとおりである。

- ・生産者と消費者の出会いの場を増やすために、朝市・青空市を開催する農家に対するイベントの出店調整、支援。さらに、直売所を知ってもらうための、朝市・青空市マップの配布。
- ・生産者と消費者の出会いの場を増やすための、本市農産物品評会や区品評会、区地産地消フェアを実施。
- ・名古屋市役所西庁舎地下販売スペースを活用した、職員等へのPR及び朝市・青空市部会の継続的な出店調整（およそ月に2度）。
- ・各区役所で実施の地産地消イベントへの補助。
- ・販売促進につなげるために、農産物のブランド化補助事業の実施。
- ・「あいちの農林水産フェア」(※)をはじめとしたイベントへの参加。
※「あいちの農林水産フェア」へは名古屋市内で開催していた。令和元年まで実行委員会構成員として参加していた。(令和2年度中止、令和3年度・令和4年度常滑市開催)
- ・イベント出店の際に、「なごやさいマルシェ」のロゴマークを使用したのぼりや横断幕の活用、「なごやさい」グッズの配布等のPR。

伝統野菜

伝統野菜とは、その土地で古くから作られてきたもので、採種を繰り返していく中で、その土地の気候風土にあった野菜として確立されてきたものである。

愛知県が「あいちの伝統野菜」(※)として選定した37種類のうち、名古屋市に産地を持つ

ものは、八事五寸にんじん、大高菜、野崎白菜2号、愛知大晩生キャベツ、徳重だいこんの5種類である(令和5年3月末現在)。

この5種は現在栽培している農家が少なく、知名度向上のため、パンフレットの作成等で周知を行っているほか、うち2種類はイベントや窓口で種子を配布し、実際に栽培して知っていただけるよう取り組んでいる。それぞれの選定年度は次のとおりである。

名古屋市に産地を持つ愛知の伝統野菜

名 称	選定年度
八事五寸にんじん	平成14年度
大高菜	平成14年度
愛知大晩生キャベツ	平成19年度
野崎白菜2号	平成24年度
徳重だいこん	令和4年度

※あいちの伝統野菜：愛知県が野菜を歴史的・文化的遺産として見つめるだけでなく、再び身近な野菜として利用するため、「昭和30年頃には栽培されていた」「地名、人名がついている等愛知県に由来している」「今でも種や苗がある」「種や生産物が手に入る」の4定義を満たす品種を選定している。

朝市・青空市

朝市・青空市は、採れたての新鮮な農産物を生産者から市民が直接買い求めることのできる場として人気を得ている。

本市においては、平成2年度に朝市・青空市に出店している農家等で構成される名古屋市朝市・青空市推進協議会が設立され、平成13年度に名古屋市都市農業振興協議会朝市・青空市部に組織改正された。令和5年3月現在、市内約25か所で朝市・青空市が定期的で開催されており、農業協同組合の支店等が主な開催場所となっている。

また、本市では、その活動助成を行ってお

り、イベントでの青空市等の開催を通じてPRを重ね、市民への朝市・青空市の認知度アップを図っている。



朝市の風景

ブランド農産物育成事業

本事業は、名古屋の農産物のブランド化及び環境保全型農業の推進を目的とし、安全・安心で付加価値の高い農産物の栽培技術の確立、流通・販売の改善を支援する事業である。

平成16年度の事業開始当初は、米と野菜を対象とし、実施主体も農業協同組合、農事組合法人、農業者集団(生産組合・出荷組合)としていた。現在は、農産物全般を対象とし、実施主体には認定農業者・認定新規就農者・エコファーマーが追加されている。

これまでの実績は次のとおりである。

実施年度	品目	ブランド名
平成16～18 平成27～29	コメ	陽娘(ひなたむすめ)
平成20～22	コネギ	なごやっこ葱
平成23～25 平成26年度	ブロッコリー	おかえりやさい
平成26年度	もち米	月うさぎ
平成27年度	トマト加工品	完熟トマトの物語
平成26～27 平成28～29	ミニトマト	miuトマト

平成27～29 平成30～令和2	ミディトマト	-
---------------------	--------	---

6次産業化

6次産業化とは、農業者(1次産業)が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工(2次産業)やサービス業・販売(3次産業)にも取り組むことで、生産物の価値を更に高め、農業所得の向上を目指す取り組みである。平成22年度には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」いわゆる「六次産業化・地産地消法」が施行された。

この取組を推進する中、国の「6次産業化ネットワーク活動交付金」をはじめとした各種施策についての情報提供や相談業務を行うなどの生産者支援を行っている。

あいち花マルシェ

○目的

全国一の生産を誇る愛知県産の花きを、主要消費地である名古屋市で生産者から消費者まで一体となったイベントを展開することで、市民が花に親しむ機会を提供するとともに、花の需要喚起を図り、より一層の名古屋市・愛知県の花き産業の活性化を図ることを目的としている。

○背景、経緯

愛知県の花き産出額は1962年以降56年連続日本一を誇るが、切り花消費額は43位であり、「花の王国あいち」として花きの需要を更に高めていく必要がある。

さらに、愛知県が2030年までに重点的に取り組むべき政策の方行性を示した「あいちビジョン2030」に、「花の王国あいち」の推進として、花と緑のイベントを開催するなど、花

きの活用気運を醸成していく、と明記されている。

そこで、これまで実施してきた「花と緑のイベント」の成果をいかし、集客が見込め、かつ購買力のある名古屋市において、需要拡大につながる販売・PRを拡充した内容でイベントを実施していくこととなった。このイベントは、愛知県やJAグループ愛知、名古屋生花小売協同組合、中日新聞社等と協力して開催されるイベントである。

関連イベントの実績

年度	催事名 (開催場所)
平成9年から 平成11年	フラワードーム (ナゴヤドーム)
平成12年度	アジア太平洋蘭会議・蘭展 (ナゴヤドーム)
平成13年から 平成22年	フラワードーム (ナゴヤドーム)
平成23年から 平成25年	フラワーマルシェ (吹上ホール)
平成24年から 令和元年	あいち花フェスタ (愛知県内市町村)
令和2年	あいち花マルシェ (メイン会場 安城市 デンパーク、サブ会場 久屋大通庭園フラリエ)※
令和3年	あいち花マルシェ (オアシス21、ヒサヤオオドリパーク、久屋大通庭園フラリエ)
令和4年	あいち花マルシェ (オアシス21、久屋大通庭園フラリエ)

※メイン会場は令和2年11月開催、サブ会場は新型コロナウイルスの影響で令和2年9月に開催

5 生産指導、農業者支援

農薬の適正使用

平成18年3月、住民から薬剤の適正使用に

関する要望を受け、平成18年5月に全庁的な薬剤の使用実態を調査し、薬剤の適正使用に努めることとなった。

平成19年11月1日、「名古屋市化学物質対策連絡会議」が発足し、同月27日、連絡会議を構成する3部会の一つ「農薬・殺虫剤対策部会」(環境局・健康福祉局・緑政土木局)が発足した。

平成20年1月7日、本市独自の「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用に係る基本指針」(環境局所管)を策定・公開し、平成20年4月、上記指針を補足する「農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用マニュアル(屋外 農薬編)」(緑政土木局所管)【最新は令和5年3月改正】と「農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用マニュアル(屋内 殺虫剂等編)」(健康福祉局所管)【最新は平成22年4月改正】を周知・公開した。

平成20年度以降、前年度の農薬・薬剤使用状況の調査を開始し、結果を公表している。

また、毎年1回、農薬・殺虫剂等薬剤を本市の施設等において使用する関係課公所の担当者を対象とした「農薬・殺虫剂等薬剤の適正使用研修会」を開催し、農薬・殺虫剂等の適正使用についての啓発を行っている。

環境保全型農業、有機栽培

生物多様性に配慮した減農薬栽培、減化学肥料栽培、有機栽培等、生態系を支え自然環境を守る環境保全型農業を推進するため、平成14年に「名古屋市環境保全型農業推進方針」、平成21年に「名古屋市環境と安全に配慮した農業推進方針」を策定した。

平成19年から、環境負荷を軽減する資材の効果等の検証及び普及を図るため、環境保全型農業試験展示圃の設置を実施したが、この事業は平成27年度に廃止され、現在は優良農

地保全利用対策事業で資材の導入を支援している。

また、平成19年から研修会等を通じて、環境保全型農業に関する情報の提供及び普及を行っている。

認定農業者、認定新規就農者

平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づき、本市は平成7年4月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」という。5年毎に改定、最新は令和4年3月版)を策定し、「効率的かつ安定的な農業経営の目標」及び「新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標」を定め、認定農業者制度及び認定新規就農者制度を運用している。

本市の認定農業者の農業経営目標(令和4年度現在)は、年間農業所得が主たる従事者1名あたり400万円程度、年間労働時間は主たる従事者1人あたりおおむね1,800時間程度である。認定の手続きとしては、農業者の作成した5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を、基本構想に照らして審査・認定を行っている。

なお、令和2年4月からは、複数市町村で営農する場合は県が、県をまたいで営農する場合は国が、それぞれ認定を行うこととなった。令和4年10月末現在、本市の認定農業者は47名(35経営体うち法人6)である。

また、本市の認定新規就農者の農業経営目標(令和4年度現在)は、年間農業所得が主たる従事者1名あたり250万円程度、年間労働時間は主たる従事者1人あたりおおむね2,000時間程度である。

認定の手続きとしては、新規就農者の作成した青年等就農計画(就農開始から5年後の就農目標)を基本構想に照らして審査・認定

を行っている。

令和4年12月現在、本市の認定新規就農者は1名である。

農業経営士

本制度は、愛知県が地域の新しい農業の推進役として活躍している農業経営者を「農業経営士」として認定し、これを中核とした地域農業の振興を図り、生産性の高い農業経営者を育成するものである。

認定対象年齢は、満40歳から59歳で、優れた近代的な農業経営を営んでいる者や地域の新しい農業の推進役として指導的役割を果たしている者を認定する。

昭和46年から認定が開始され、本市では令和5年3月31日時点で12名が認定されている。

青年農業士

本制度は、愛知県が優れた能力、豊かな人間性をもった青年農業者を「青年農業士」として認定し、地域農業の推進者としての活動を期待するものである。

認定対象年齢は、満25歳から39歳で、優れた近代的な農業経営を志す者や、科学的知識・技術、経営管理能力を有する者、地域や組織の推進者となりうる能力を有する者等を認定する。

昭和51年から認定が開始され、本市では令和5年3月31日時点で2名が認定されている。

農村生活アドバイザー

本制度は、愛知県が優れた能力、豊かな人間性をもった女性を「農村生活アドバイザー」として認定し、農村女性の先導役としての活動を促進するものである。

認定対象年齢は、満40歳から59歳で、農業経営の中で重要な役割を担い、人格・識見ともに優れている者や魅力ある農家生活を模範的に実践している者、女性の持つ能力を発揮し、積極的な社会参画、地域の活性化に貢献している者等を認定する。

平成7年から認定が開始され、本市では令和5年3月31日時点で10名が認定されている。

名古屋市都市農業振興協議会

本協議会は、農産物の生産出荷や販売等にかかる技術の向上、情報の収集提供及び農業に関する研究を通して、市内農家の経営の安定と都市農業の振興を図るとともに、相互の親睦と連帯を深めることを目的とするものである。構成員は生産団体に属する市内の農業者と3農協で、事務局を都市農業課と3農協が担っている。本協議会は、平成13年6月に、名古屋市園芸組合連合会、名古屋市花き園芸組合連合会、名古屋市朝市・青空市推進協議会を統合、一本化して発足し、既存3団体はそれぞれ園芸部会、花き部会、朝市・青空市部会として位置づけられた。

また、平成16年7月には、名古屋市農業用使用済プラスチック類適正処理対策協議会を統合した。

その後、花き部会の解散が承認された平成22年度以降、現在に至るまで本部及び2部会という構成である。本部事業としては、研修会の実施、農業用使用済プラスチック類の回収・処理等に取り組んでいる。

また、園芸部会は令和4年度末現在10団体で構成され、研修会の実施や構成団体の自主活動への支援を行っている。(朝市・青空市部会の活動は別項「朝市・青空市」を参照)

6 緑化用苗木育成事業

本市では、緑のまちづくりを推進するため、公共地の緑化等に用いる緑化用苗木を市内で生産し供給を行っていた。

苗木生産センター

本生産センターは、昭和49年4月に南区忠次1丁目に開設し、ミスト温室を利用してさし木による苗木生産を行い、苗木育成のための委託農家に出荷していた。苗木の樹種はキンメツゲ、ヒラドツツジ、サツキ、マメツゲ、サザンカ、アベリア等約10種類で、苗木を平成14年度まで供給した。

苗木生産センターの施設概要

区分	面積
敷地面積	6,286㎡
ミスト温室	412㎡
育成圃場	4,204㎡

苗木の育成委託

本市では、緑化を推進するための苗木確保と農地の有効な利用を目的として、市内の農家に苗木の育成を委託していた。樹種はカイヅカイブキ、カンツバキ、ツツジ、サツキ、サザンカ、キンメツゲ、アベリアはじめ約30～40種類、毎年40万本程度育成が委託され、平成22年度まで事業が行われた。

樹木の供給

本市では、苗木生産センター及び育成委託により育成した樹木を公共施設等へ供給していた。カイヅカイブキ、ツツジ、サツキ、サザンカ、キンメツゲ、キャラボク、マメツゲ、アベリア等、約50種の樹木が、小学校、中学校、区役所、環境事業所、保育園、市営住宅、公園、消防署等の緑化のために供給された。

しかしながら、新たな公共施設の建設の減少、既存施設の緑化は、ほぼ達成されてきたことなどにより徐々に需要が低迷し、事業規模の整理縮小に伴うコスト高の傾向が続いていたため、平成21年度の事業見直しの結果、平成22年度末の事業収束が決定した。

7 畜産振興対策

名古屋市の畜産の概況

名古屋市の畜産は、消費地が近い等の都市に展開する畜産業の利点をいかして発展してきた。とりわけ採卵養鶏業においては、本市は養鶏の先進地と言われていた。

しかし、その後の高度経済成長に伴う著しい都市化の進展は、畜鶏舎と一般住宅の混在化を招き、昭和40年代に相次いで施行された公害関係規制諸法と相まって、いわゆる畜産公害対策が都市畜産の重要課題となり現在に至っている。

こうした中で、市外へ移転する畜産農家や、後継者難から廃業する農家も現れ、市内の畜産は農家戸数、飼養頭羽数ともに減少傾向をたどり、令和4年現在の名古屋市内畜産農家は養牛農家1戸となった。

家畜防疫対策

本市では、高病原性鳥インフルエンザに代表される家畜の伝染性疾病が発生した場合に迅速に対処できるよう、防疫体制を整備している。

「家畜伝染病予防法」(昭和26年法律第166号)に定めるもののほか、平成24年に愛知県と「口蹄疫等悪性伝染病発生時の防疫対策に関する協定」を、平成30年に愛知県、清須市及びあま市と「高病原性鳥インフルエンザ等発生時における殺処分家きん等の焼却業務に

係る協定」を締結したほか、平成24年に「名古屋市特定家畜伝染病防疫対策会議設置要綱」を規定し、全国で発生している家畜の伝染性疾病の名古屋市内及び周辺地域での発生に備えている。

また、市内畜産農家に対しての指導を行うことで、自衛防疫組織を育成強化し、防疫体制の確立を図るため、次の事業を実施している。

- ・ 畜鶏舎の防疫用薬剤等の配布
消毒剤・殺虫剤を購入配布し、家畜伝染病の発生予防と畜産経営の安定を図る。

畜産農家数：1件(令和4年度現在)

- ・ 巡回指導

市内畜産農家を巡回し、家畜疾病の早期発見、適切な対処、薬剤の正しい使用等について指導を実施し、畜産物の安全性の確保等を図る。

畜産農家数：1件(令和4年度現在)

家畜環境整備対策

本市では、市内畜産農家の畜鶏舎の環境を整備することにより、各種畜産公害の防止対策を推進し、畜産経営及び畜産物供給の安定を図っている。

平成17年「名古屋市補助金等交付規則」及び平成18年「名古屋市農林畜水産関係事業補助金交付要綱」が定められ、これにより畜鶏舎悪臭防止対策事業として、市内畜産農家に対し消臭剤購入費用の一部を補助することで、畜産に起因する悪臭の発生を軽減するとともに、畜産農家の負担を軽減することに寄与している。

畜産農家数：1件(令和4年度現在)

畜産物出荷推進対策

昭和41年に社団法人全国鶏卵価格安定基金が、昭和43年に社団法人全日本卵価安定基金が設立され、鶏卵生産者の経営の安定を図るために、卵価低落時の補てん事業（鶏卵価格安定対策事業）を実施している。平成15年までは農業技術課（現都市農業課）、それ以降は農業センターが、養鶏農家が鶏卵を安定的に出荷できるよう、養鶏卵価格安定基金に加入することを促進する畜産物出荷推進業務を行ってきたが、本事業は、市内養鶏農家が0件になったことにより、令和2年度末に廃止した。その他、昭和40年の農業センターの開園から主要牧場（国、愛知県、民間）より基礎種畜を導入し、種畜（乳牛、豚、めん山羊、鶏）の改良増殖を行ってきた。

また、生産育成した優良仔畜・優良雛・種卵の農家配布事業を行ってきたが、子豚は平成2年、子牛は平成10年、優良雛は平成24年、種卵は令和3年に配布を廃止している。

昭和40年から昭和47年まで、乳牛及び豚精液の分譲と出張受精事業を行い、家畜人工授精の普及を推進してきた。昭和48年からは、乳牛人工授精業務は生精液の生産供給から凍結精液の使用へと転換、同年、乳牛の精液譲渡及び豚の人工授精業務を廃止した。昭和52年には豚の精液譲渡を、平成22年には牛の人工授精事業を廃止したことで、すべての家畜人工授精事業は終了した。

8 森林の保護

森林関係業務

都市農業課は、地域森林計画の対象となる森林について、森林法に基づく森林の土地所有者届・伐採及び伐採後の造林届の窓口になっている。

木材利用推進

SDGsに対する社会的関心が高まる中、令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、国内の森林整備の促進、森林の有する多面的機能の向上及び林業や森林整備に対する興味・関心を高める取り組みが進められている。

本市においても平成26年10月に策定された「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を令和5年3月に「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に改正し、本市イベント等で配布する景品等への木製品の利用、市営住宅や小中学校等市設建築物での木材利用による木質化、小中学校での木製机・椅子の設置等、木材資源の消費地として国産木材の利用を推進している。

9 野鳥保護

野鳥生息状況調査

本市では、野鳥保護事業の一環として、市内に生息している野鳥の状況を把握するため、市内複数箇所を調査地として「名古屋市野鳥生息状況調査」（第1次調査のみ「名古屋市野鳥類生息調査」）を、昭和50年の第1回調査から約5年に1回の頻度で実施している。この調査によりまとめられた結果は、『名古屋の野鳥』として刊行して、公開されている。

名古屋の野鳥

『名古屋の野鳥』は、第1版は昭和51年度に刊行された。以来約5年に1回の頻度の調査に合わせて刊行が継続されており、第8版までは冊子媒体で、第6版から第8版までは有償で頒布されている。第9版からは本市公式

ウェブサイトで公開されている。

野鳥保護区管理

本市では、有益鳥を保護することによる農作物への害虫駆除(農業経営支援)や、市民に野鳥に対する関心や自然保護意識を高めていただくことを目的として、市内の丘陵地・社寺林・池周辺等の環境の良好な地区に17か所の野鳥保護区が設けられている。保護区設定の経緯については、当時の資料が残っておらず断片的に把握できるのみで明確な根拠は明らかではない。昭和40年度の事業開始から順次、野鳥啓発看板や餌台等を設置し、冬期の給餌により野鳥の誘致を図る取組みも平成の初め頃までは行われていたようである。

しかしながら、現在では野生鳥獣は自然のものは自然のままにという考えで給餌も好ましくないことから、令和3年度までに全ての餌台は撤去された。

なお、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく市内の鳥獣保護区は、6か所(内訳:愛知県指定5、国指定1)である。

傷病野生鳥獣保護

平成5年度から、市内において負傷したり病気になったりして発見された野生鳥獣の保護指導を、公益社団法人名古屋市獣医師会に委託して行っている。

野鳥のインフルエンザ

鳥インフルエンザウイルスは、鳥類に感染するA型インフルエンザの総称である。

平成16年1月に国内では79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたが、国内にウイルスが入ってきた経路は不明であった。その後、平成19年1月から2月にかけて、また平成22年度に再び高病原性鳥イン

フルエンザの発生があり、渡り鳥との関連が示唆された。これ以降も、国内では高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、本市でも平成20年に作成された「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(環境省)に基づく対応を行ってきた。

また、平成24年に「名古屋市特定家畜伝染病防疫対策会議設置要綱」、平成26年に「鳥インフルエンザ連絡調整本部設置要領」、平成28年に「野鳥における鳥インフルエンザ対応マニュアル」を定め、これにより防疫体制を整備している。

市内で野鳥から高病原性インフルエンザが発生した場合等において、市民からの相談対応や、死亡野鳥等の情報の収集及び愛知県自然環境課等への情報提供を行う。

藤前干潟の保全と保護

港区にある藤前干潟は、伊勢湾に流れ込む庄内川、新川、日光川の河口に広がる砂・泥から成る干潟を含む区域である。東アジア・オーストラリア間の渡り鳥の飛行経路上にあり、南北に移動する渡り鳥たちの重要な中継地になっている。

伊勢湾の奥部の多くの干潟が埋立てや干拓により失われていく中、藤前干潟の一部も本市のごみ処分場として埋立てることが計画されたが、自然保護の市民運動と行政の最終判断によって、1999年(平成11年)に計画は中止され、「ごみ非常事態宣言」により大幅なごみ減量を実施することで、藤前干潟は守られることとなった。

その後、環境省は藤前干潟を国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定し、埋立て、干拓、工作物の設置等は制限され、2002年(平成14年)にラムサール条約の「国際的に重要な湿地」に登録された。現在でも多くの渡り鳥が

藤前干潟に飛来し、その様子を観察することができる。

野鳥観察館

○野鳥観察館の施設概要

本市では、庄内川河口及び藤前干潟の水鳥観察、野鳥保護に関する知識の普及、及び自然保護に関する意識の高揚を図るため、稲永公園野鳥観察館を設置している。

この稲永公園野鳥観察館について、より一層のサービスの向上と経費の削減、業務の効率化を目指すために、名古屋市都市公園条例により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者制度を導入している。

沿 革 財団法人日本宝くじ協会より寄贈を受け、昭和60年4月6日にオープン。

建設費 6,500万円

設置場所 名古屋市港区野跡四丁目11-2
及び名称 稲永公園内
稲永公園野鳥観察館

目 的 庄内川河口の水鳥観察及び野鳥保護に関する知識の普及並びに自然保護に関する意識の高揚を図る

施 設 鉄筋コンクリート造 延床面積
257㎡ (1F 193㎡ 2F 64㎡
1F：観察室(30倍の望遠鏡12台)研修室(イス60席 机15個) 便所(男・女・身障者用)、事務室 2F：観察室(30倍の望遠鏡18台)、展示コーナー

根 拠 名古屋市都市公園条例及び名古屋市都市公園条例施行細則

管 理 昭和60年度～平成17年度：財団法人名古屋市公園緑地協会に管理運営委託(平成12年度、外郭団体の合併に伴い財団法人名古屋市みどりの協会に名称を変更)
平成18～21年度：第1期指定管理(管理者：東海・稲永ネットワーク)
平成22～25年度：第2期指定管理(管理者：東海・稲永ネットワーク)
平成26～29年度：第3期指定管理(管理者：東海・稲永ネットワーク)
平成30～令和4年度：第4期指定管理(管理者：東海・稲永ネットワーク)
令和5～9年度：第5期指定管理(管理者：東海・稲永ネットワーク)

近年の来館者数の動向

年 度	入館者数
平成30年度	29,041人
平成31年度	28,818人
令和2年度	20,915人
令和3年度	29,042人
令和4年度	29,650人

○野鳥観察館の現況

野鳥観察館の建物は昭和59年度建設で、施設の老朽化が進んでいる。

これまででも随時補修工事や設備の修繕、更新を行ってきたが、今後、さらに大規模な改修が必要になる可能性があり、指定管理業務における建物・設備点検及び軽微な修繕等と、今後の大規模改修計画のすりあわせが必要になってきている。

また、指定管理者制度導入当初から指定管理者を担う「東海・稲永ネットワーク」からは、構成員である野鳥愛好団体のスタッフが

来館者への野鳥の専門知識や観察方法の指導、季節や潮位等の観察条件の情報提供を行っているが、スタッフの高齢化、後継者育成が課題としてあげられている。

10 有害鳥獣

有害鳥獣(捕獲)許可と捕獲箱の貸出し

野生鳥獣は、原則として捕獲が禁止されている。ただし、野生鳥獣が農林水産物に被害を与える場合や生活環境の悪化を招く場合等で、柵や防鳥網の設置等では被害が防止できない時には、被害を被っている方等が許可を得て鳥獣の捕獲を行うことができる(鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条)。

本市では、平成15年4月16日愛知県より権限移譲を受け、愛知県知事が許可した11種と、狩猟鳥獣46種の計57種の鳥獣に関して、有害鳥獣の捕獲許可証の発行を行っている(令和4年12月現在)。

有害鳥獣捕獲は鳥獣保護の例外的措置としての性格が強いため、本市において捕獲することはせず、被害を受けた方が自らで捕獲することとなっている。ただし、農業被害が大きいアライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、被害を受けている方又は被害を受けた方から依頼された方の申請に基づき、捕獲の許可とあわせて捕獲箱の貸出しを行い、貸出した捕獲箱で捕獲されたアライグマ、ハクビシン、ヌートリアの回収処分を行っており、被害の軽減を図っている。

捕獲箱の貸し出し及び捕獲許可申請の受付は、都市農業課、東部・緑農政課(緑区役所)、西部・守山農政課(守山区役所)、中川農政課(中川区役所)、港農政課(港区南陽支所)、北区楠支所、西区山田支所、天白区役所にて行っ

ている。

なお、アライグマによる生活被害が発生している場合は、外来生物法の観点から、環境局の生物多様性センターにて捕獲を行う場合もある。

鳥獣被害防止対策協議会

守山区大字上志段味字東谷及びその周辺には、以前からイノシシが生息しており、一般社団法人愛知県猟友会名古屋支部守山猟友会が、地域における生活上の安全に資するため、地域からの要請に基づき捕獲活動を実施してきた。

しかし、平成30年度に深刻なイノシシによる農業被害が発生したことを受け、改めて当該地域の農業者に対し聴取したところ、軽微でない農業被害が推算された。

こうした背景があり、本市ではイノシシによる生活環境への脅威及び農業に係る被害を軽減するための対策として、令和元年に名古屋市鳥獣被害防止対策協議会を設置した。

この協議会には、構成員として本市以外に守山猟友会や農業者も参加している。

協議会では鳥獣被害防止総合対策事業により国・愛知県からの助成を受けながら、捕獲わなによるイノシシの捕獲等を行っている。

豚熱

豚熱とはCSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴である。国内では平成30年9月に26年ぶりに岐阜県での発生以来、飼養豚では愛知県を含む18都県85例、野生イノシシでは愛知県を含む34都府県で陽性が確認されている。

なお、令和元年より豚コレラから豚熱へと名称が変更されている。

愛知県では、平成30年12月に犬山市で捕獲された野生イノシシから豚コレラ陽性が確認され、以降令和4年度末までに174例の陽性事例が確認されている。飼養豚では平成31年2月に愛知県内初の陽性事例が確認されて以降、18例の陽性事例が発生した。その後、令和3年12月に豚熱の疑似患畜(※)が確認されて以降、愛知県内での発生は確認されていない。野生イノシシ及び飼育豚のいずれも、市内における陽性事例はない。(令和4年度現在)

野生イノシシによる豚熱の拡散防止、環境中のウイルス濃度の低減、飼養豚への感染防止を目的として、国が示す散布指針に基づき、平成31年3月から愛知県が野生イノシシへの経口ワクチン散布を、市町村、猟友会等と連携し、実施している。市内には養豚農家がないので、影響はないが、他市町村の養豚農家への感染防止や、野生イノシシによるCSFウイルスの拡散防止が求められている。野生イノシシの捕獲があった場合は、守山猟友会の協力のもと検体を採取し、愛知県がCSF検査を実施している。

仮に、市内で陽性が出た場合は名古屋市特定家畜伝染病防疫対策会議構成員へすみやかに情報提供するとともに、報道機関等への情報提供については、愛知県野生イノシシ対策室と調整の上で行うことになっている。

※ 疑似患畜：豚熱に感染した疑いのある家畜

第5節 農業金融

1 農業金融

農業者が施設等を取得・近代化したり、経営の維持・再建をしたりするため、又は新規就農のために必要な資金等を融資する制度が農業制度資金であり、国や県が長期低利で融資したりするほか、民間資金の貸し出しについて利子補給や債務保証をするなどしている。

農業制度資金には農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金等の種類があり、用途によって利用できる資金が異なる。

本市では、平成12年に名古屋市農業近代化資金利子補助金交付要綱を施行して、現在は農業近代化資金の利用者を対象に、利子補助を行っており、令和4年度は16,955円を支出している。

2 農業経営所得安定対策

本市では、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的として、平成23年度から「農業者戸別所得補償制度」により、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付してきた。

「農業者戸別所得補償制度」は、平成25年度に要綱等の改正を行い「経営所得安定対策」と名称変更された。この事業は、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、水田活用の直接支払交付金がある。

本市では、これらの事業を推進するために国から愛知県を通じて助成を受けて、推進事務を行っている。

3 農業収入保険制度

農業収入保険制度としては農業共済や収入保険がある。

農業共済とは、農業保険法に基づき、農業者が不慮の災害により農作物等に被害を受けた場合に、その損失を補てんして農業経営の安定を図り、もって農業生産力の発展に資することを目的とする制度である。愛知県内の農業共済は、愛知県農業共済組合が実施している。

収入保険は平成31年から新たに始まったもので、品目の枠に捉われず、自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する保険制度である。実施主体である全国農業共済組合連合会から業務委託を受けた愛知県農業共済組合が、加入手続き等の事務を行っている。

どちらも直接本市で実施する事業ではないが、情報周知等に協力している。

4 農業共済事業

農業共済の沿革

農業者が天災等の不慮の事故によって被る損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に伴い、農業共済制度が発足し、都道府県の区域に農業共済保険組合（昭和24年より農業共済組合連合会）が、市町村の区域に農業共済組合が設置された。

本市においては、昭和23年千種、北部、昭和、瑞穂、中川、港及び南の7農業共済組合が設立され、農業共済事業が開始された。

その後、組合の分離、合併が行われ、昭和30年代前半には16組合が存在していたが、事

業の効率化と経営の合理化を図るため年々合併が進み、昭和41年4月には、中川区、港区及び緑区を除く8組合が合併し名古屋市農業共済組合を設立し、市内は4組合に統合された。さらに、昭和47年7月、4組合が名古屋市農業共済組合に1本化された。

高度経済成長に伴う都市化の進展により農家人口及び農地面積が減少したため、名古屋市農業共済組合より、昭和49年1月に本市に対して農業共済事業の実施について移譲の申し出があり、昭和49年4月1日より本市が農業共済事業を実施していた。

現在、本市の農業共済事業は、平成26年度に愛知県下の5つの農業共済組合とともに統合され、「愛知県農業共済組合」として運営されている。

以降、本節では統合前に本市で実施していた農業共済事業について記述する。

農業共済制度の機構

自然災害や病虫害の発生に対してより広範な危険分散をするため、農業共済制度は、農業共済組合又は市町村の共済事業・都道府県農業共済組合連合会の保険事業・政府の再保険事業の3つの事業(3段階の保険関係)から成り立っていた。

また、国は共済掛金の一部及び農業共済事業主体の事務費の一部を負担(補助)していた。

農業共済事業の種類

本市が実施していた共済事業は次の3事業であった。

事業名	対 象
農作物共済	水稲、麦
家畜共済	牛、馬、種豚、肉豚

園芸施設共済	ガラス室、プラスチックハウス
--------	----------------

実施機関

農業共済事業の実施については、緑政土木局農政課のほか、次の機関が活動していた。

・損害評価会

農業災害補償法に基づき設置するものである。委員は学識経験者によって構成され、共済事故に係る損害の額の認定及び損害防止に関する重要事項について調査審議する。

・共済推進員・損害評価員

共済推進員及び損害評価員設置要綱によるもので、共済推進員は、共済事業の加入推進、共済細目書の配布及び回収等を行い、損害評価員は、損害防止の指導及び損害調査を行う。

損害防止事業

・水稲

農業共済事業に係る水稲について、病虫害の発生とその拡大防止を図るため、共済加入者に対し加入面積に応じた薬剤引換券を配布し、損害の防止に万全を期する。

・乳牛

国の助成事業の一環として、疾病の検査・診断を行い、共済事故の未然防止を図る。

無事戻し

農作物共済及び園芸施設共済については、過去3年間の共済事故(天災等による被害)が少なく、収めた共済掛金と比べ受取り共済金等が少額の場合、特別積立金の取り崩しと連合会特別交付金による財源の範囲で、無事戻し金を支払っていた。

第6節 ふれあい農業の推進

1 市民農園の開設促進

市民農園施策の沿革

いわゆる「市民農園」は、区画貸し型の「貸し農園」と、講師の指導の下に植え付けや収穫を体験する「体験農園」に大別される。

本市の市民農園施策は、「貸し農園」を本市が開設・運営することから始まっており、昭和45年、天白区の農業センターに「市民菜園」が開設されたことが発端である。本格的な営農を目指すのではなく、余暇を利用して気軽に野菜作りを楽しみたいという市民の強いニーズは現在に至るまで続いているが、かつては農地法の規制により、一般農地には貸し農園を開設することはできなかった。これは、戦後の農地改革が、不在地主を一掃し自作農化を図ることに重きを置いていたためである。

その後、市街化が進む中で、レジャーやレクリエーションとしての農作業に対する市民のニーズが高まり、まずは本市が設置者となって市有地に貸し農園を開設することとなったものと考えられる。

昭和50年には、農林省構造改善局から出された「いわゆるレクリエーション農園の取り扱いについて」の通達により、農地制度上、市民農園の設置が可能になった。さらに、平成元年には「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」(特定農地貸付法)が施行され、本市における市民農園も増加、種類も多様化し、現在に至っている。

なお、平成2年には、農地と併せて駐車場やトイレ等を整備することができる「市民農園整備促進法」が施行されたが、本市では本法律に基づく市民農園の設置事例はない(令和4年度現在)。

平成17年の特定農地貸付法改正により、地方公共団体と農協にしか認められていなかった貸し農園の開設を農家等も行えるようになった。これを受けて、本市においても農家開設型市民農園が増加した。

平成半ばから活発化した「官から民へ」の動き等を受け、本市の市民農園施策も、本市が設置する「市開設型市民農園」から、農家や企業が開設、運営する「民間開設型市民農園」の開設促進・支援へと、その軸足が変化している。

市開設型市民農園の運営

本市が設置する貸し農園「市開設型市民農園」は、本市の農業公園等に開設するものと、農地を土地所有者より本市が無償で借り受け開設するものの、大きく2種類に分けられる。

先にも触れたように、本市の市民農園制度は、前者である「市民菜園」を発端として、その後多様化してきた。

市開設型市民農園は、令和4年4月1日現在総数で、22農園、849区画、2.9haとなっている。



○市民菜園

昭和45年、農業センター敷地内に開設。

区画数：80区画(令和4年度現在)

区画面積：10m²/区画

利用期間：1年間

利用料金：7,000円／年

農業センターリニューアル整備並びに指定管理者制度の導入のため、令和5年度は休止、令和6年度より再開の予定である。

○分区園

都市公園内に公園施設として設けられるもので、本市では、3か所の借地公園に昭和57年から設置しており、緑地部が所管している。

農園数：3か所(令和4年度現在)

区画数：262区画

区画面積：12～15m²／区画

利用期間：1年間

利用料金：6,000円／区画

○憩いの農園

生産緑地の保全を図るために開設した農園で、平成6年度から設置している。特定農地貸付法に基づく区画貸し農園であり、本市が農地所有者から無償で土地を借り受け、手洗い場や農器具庫等を設置している。利用料金の徴収、通路等共用部分の除草等は、本市から委託された事業者が行う。

農園数：7か所(令和4年度現在)

区画数：246区画

区画面積：15～20m²／区画

利用期間：1年間

利用料金：8,000～10,000円／区画（福祉区画を除く）

○コミュニティ農園

平成15年から設置を開始しており、利用者同士が交流を図りながら、共用部分の除草等は利用者が行うものとし、利用料金は「憩いの農園」より低く設定している。利用期間が3年間となっているため、タマネギ等年度を

またいで生育する野菜の栽培も可能である。昭和50年の農林省通知を受け、昭和52年から区役所農政課が、子ども会や老人会等地域団体に対して区画を貸し出す「みどりの農園」を開設したが、後に個人による独占的な利用が問題となり、個人貸しの「コミュニティ農園」へと転換した。

農園数：9か所(令和4年度現在)

区画数：222区画

区画面積：15～20m²／区画

利用期間：3年間

利用料金：4,500～6,000円／区画

○みのりの農園

農地の保全及び活用を図るとともに、地域のコミュニケーションの場を提供するため、平成22年から設置している。本市は手洗い場等の設置と利用者募集のみ行い、共用部分の除草清掃や利用料金の徴収、水道料の支払い等、農地の管理運営は、利用者で組織する管理組合が行い、3年貸しである。

「憩いの農園」や「コミュニティ農園」は本市が管理運営する農園として、農地所有者の固定資産税・都市計画税の支払いが免除されるが、「みのりの農園」については課税対象となっている。

そのため、税相当額を設置区画数で除したものを利用料金の目安として、利用者はそれに水道料等を合わせたものを管理組合に支払う。管理組合は、利用区画分の税相当額と管理謝礼を農地所有者に支払っている。

農園数：2か所(令和4年度現在)

区画数：39区画

区画面積：16～20m²／区画

利用期間：3年間

利用料金：11,000～15,000円／区画

民間開設型市民農園の開設支援

本市における貸し農園の開設は、市開設型市民農園が先行したが、現在では民間開設型のものが中心となっている。

昭和50年の農林省通知を受け、昭和52年から市内各農業協同組合が「農協菜園」を開設したことに始まり、平成17年の特定農地貸付法の改正により、農家が自ら貸し農園を開設することが可能となった（農家開設型市民農園）。さらに、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(都市農地貸借法)が平成30年に施行され、企業が農家から生産緑地を借り受けて市民農園を開設することが容易になった（企業等開設型市民農園）。

本市では、民間による貸し農園設置の支援策として、平成21年、「名古屋市農林畜水産関係事業補助金交付要綱」を改正し、特定農地貸付法に基づき市民農園を開設する農家に対して、整備費用の一部を補助する事業（農家開設型市民農園開設促進事業）を開始した。さらに、令和2年、都市農地貸借法に基づき市民農園を開設する企業等も補助の対象となるよう、要綱を改正し、「農家開設型市民農園開設促進事業」を「民間開設型市民農園開設促進事業」に改めた。

本要綱では、農家開設型市民農園と企業等開設型市民農園を併せて、民間開設型市民農園と呼んでいる。

○農協菜園

市街化区域内の農地等の有効利用を図るため、市内農業協同組合が、土地所有者との間で設置委託契約を締結し、設置している。入園料は有料で、市民を対象としている。

農園数：4か所(令和4年度現在)

区画数：316区画

区画面積：15～20m²/区画

利用期間：1年間

利用料金：8,000～14,000円/区画

○農家開設型市民農園

特定農地貸付法に基づき、農家等が開設する貸し農園である。市内では平成18年から設置が始まった。現地管理者利用者募集を不動産会社等に委託している農園もある。

農園数：65か所(令和4年度現在)

区画数：1,439区画

区画面積：15～20m²/区画

利用期間：1年間

利用料金：4,000～74,800円程度円/区画

○企業等開設型市民農園

都市農地貸借法に基づき、農地を借り受けた企業等が開設する貸し農園である。農家開設型市民農園と違い、設置者は農地を借り受けた企業等であり、令和元年より設置が始まった。

農園数：1か所(令和4年度現在)

区画数：44区画

区画面積：15～20m²/区画

利用期間：1年間

利用料金：46,200円/区画

2 ふれあい農園(収穫体験農園)

定められた区画内で植え付けから収穫までを利用者自ら行う区画貸し農園と違い、植え付けや作物管理は農園主が行い、利用者は気軽に収穫作業を楽しむことができるのが収穫体験農園である。

本市では、このような収穫体験農園を「ふれあい農園」として昭和61年度から事業化した。ふれあい農園事業では、農園主は作付け、栽培等に加え、入園事務をはじめとする

収穫体験運営を行い、本市は参加者募集事務を行う。入園料(体験料)は農園主の収益となる。収穫できる作物については、タマネギ・ジャガイモ・スイートコーン等、1農園で複数の野菜を収穫できるものや、ウメやカキ等1種類の作物のみを収穫するもの等、様々である。特にウメ・カキ・ミカンは人気があり、当選倍率も高くなっている。

ふれあい農園の箇所数の変遷について詳細は不明であるが、平成10年度には延べ19か所との記録がある。農園主の事情や周辺環境の変化等により農園数は減少し、令和4年度は延べ14か所となっている。

平成13年度から18年度にかけ、天白区菅田地域において「農園のあるまちづくり事業」を実施した。これは、多様な農園の設置及び産地直売の推進やイベントの開催等、市民と農業のふれあいを通じて、地域とその農業を活性化し、市内の農業振興と農地の保全を図ることを目的とした事業であった。

当事業における体験型農園の取組として、現在まで続く「ふれあい農園」のほかにも、数か月～1年間の期間中に複数の農園で多種類の収穫体験ができる「オーナー農園」や小学生を対象とした「学校農園」等、複数の体験農園メニューが提供されたが、他地域への展開には至らず、平成18年度で終了した。「オーナー農園」については、本事業終了後に現在の「ふれあい農園」事業に統合されている。

ふれあい農園の設置者に対しては、「名古屋市農林畜水産関係事業補助金交付要綱」に基づき施設整備費用の補助を行っている。



ふれあい農園

3 市民水田・田んぼアートの実施

水田は、食料生産以外にも、洪水の防止機能や生物の棲み処として生態系を保全する機能等、多面的な機能を有している。市街化の進展により本市の水田面積は減少し続けているが、名古屋市の南西部、南陽地域には現在でも大規模な水田が残されている。

平成22年、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋市で開催された。

平成18年誘致活動が本格化し、開催都市として開催準備を進める中で、開催機運を高め、生物多様性保全の取り組みをどのように進めるかが課題であった。

本市のような都市において取り組むべき生態系保全策とは何かを模索する中で、東部丘陵地域の里山生態系と並んで、南西部の水田生態系が注目されることとなった。

この動きは、里から水でつながる市内の水田地帯を「水の里山」と捉え、市民水田や農家開設型等の多様な体験水田を設置する、水の里山構想としてまとめられ、「市民水田」や「田んぼアート」等の取組みが進められることとなった。

市民水田

市民水田は、体験農園の水田版として、港区の戸田川緑地第3駐車場の西隣に、平成21年度に設置された。

この市民水田のねらいは、市民が昔ながらの手作業により農作業を体験し、米づくりの苦労や先人の知恵を学ぶこと、農作業や生き物観察を通して自然とふれあい、命の大切さや、農地の役割について理解を進めること、参加者への作業指導・補助をしていただく稲作ボランティアの育成を行うことの3点である。運営は、本市が体験水田の設置、参加者募集、講座運営を行い、農家は水田の提供、作業指導、水管理を行うという方法をとっている。

また、稲作ボランティアについては、農業ボランティアグループ(なごやか農楽会)と高年大学の卒業生を対象に募集を行っている。

面積は隣接する3ヶ所の水田で計3,500m²あり、1区画約10,000m²で圃場整備されている南陽地区にあって、大型機械による農協の受託作業には不向きな場所である。この水田に、参加者用として1口100m²の区画を設置した。これは、単なる体験ではなく、作業として稲作を行ってもらえる規模を検討し、設定したものである。

また、これとは別に稲作ボランティア用の区画を設置し、稲作ボランティアの技術の向上を図っている。

体験内容は、田植えや稲刈り、脱穀といった主な作業以外にも、生き物観察や収穫祭を行っている。平成24年度からは団体区画として約1,500m²を加え、令和4年度現在まで約5,000m²で実施している。令和4年の参加者は、一般36組(140人)、団体2組(50人)となっている。



市民水田

茶屋新田田んぼアート事業

市民水田を更に発展させた、農家開設型の多様な体験水田等の設置を推進するとして、平成23年度に開始されたのが「茶屋新田田んぼアート事業」である。田んぼアートとは、様々な色の古代米を使って田んぼに巨大な絵を描くもので、青森県田舎館村を筆頭に、現在では全国各地で取り組まれている。

本市では、茶屋新田土地改良区の農家や地元団体、愛知県、名古屋市が実行委員会を組織し、田植えから収穫祭までのイベントを運営しており、令和4年の参加者は、174口(533人)となっている。

平成30年度には「2018全国田んぼアートサミットin名古屋」を開催し、全国田んぼアート団体から168名が参加、全国の事例紹介や技術交流等が行われた。

令和2年度は、開催10周年記念イベントの開催を企画したものの、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため中止した。

なお、周年記念については、令和3年度、「10回目」記念事業として実施した。開催を重ねるごとに技術が向上し、絵柄の複雑さが増している。



田んぼアート

4 地産地消給食講師派遣事業

平成16年度から、市内全小学校において「みんなで食べる！なごや産」と題し、市内産農産物を使用した給食献立が始まった。

これを受けて、児童の地産地消への理解と地元の農産物への関心を深めることを目的として、なごや産の日に使用される名古屋産農産物を教材とした出前授業（地産地消給食講師派遣事業）を、平成19年度からモデル事業として始め、平成22年度から本格実施となり、現在に至っている。

事業の内容としては、職員が学校へ出向き、パワーポイントで作成した教材等を使用して授業を行う「出前授業」、農家のハウスや畑を訪問し栽培の様子を実際に見学しなが

ら、農家から直接説明を受ける「圃場見学」の2種類のメニューで実施している。

職員が田植えや初摺りの指導等を行う「農業体験」については、平成28年度にて終了した。



出前授業

第7節 農業関連団体

1 農業協同組合

農業者の協同組織の発達を促進することにより農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とした、農業協同組合法が昭和22年に成立した。

この法に基づき、昭和24年には36組合を数えたが、現在、本市では、総合農業協同組合(信用、共済、購買、指導及びその他の事業を行う)3組合、専門農業協同組合(畜産、園芸等事業の範囲が一部分に限定)2組合が設立されている。

総合農業協同組合

(令和4年4月1日)

組合名	組合長名	支店
なごや	山口 義博	守山、志段味、下之一色、善進ほか
天白信用	村瀬 秀隆	植田、南天白、八事、平針、菅田
緑信用	小島 教正	徳重、桶狭間

専門農業協同組合

(令和4年4月1日)

組合名	組合長名
中京花卉園芸	福岡 鉄市
愛知県養豚	渡邊 勝行

2 土地改良区

概要

土地改良区とは、土地改良法に基づき、土

地改良事業の施行を目的として都道府県知事の認可を受けて設立され、土地改良事業に参加する資格を有する(法第3条)組合員をもって構成される。

土地改良区は法人格を有し、区域内の水路、農道等の農業用施設を管理する。

土地改良区のあゆみ

名古屋市の北部から西部にかけて庄内川左岸に位置する北区、西区、中村区、熱田区、中川区、港区の6区にわたる農地は、古来から庄内用水によって灌漑される肥沃な耕地で、名古屋市に所在する農耕地の8割を超える広大な存在であった。

昭和20年の終戦によって国内の食料は極度にひっ迫し、灌漑用水の不足、排水不良による湛水被害から脱却し食糧増産の国策に沿うため、土地改良事業を申請し、併せて昭和21年12月9日、名古屋市長を管理者とする名古屋市荒子川用悪水普通水利組合が設立された。この水利組合により県営荒子川排水改良事業が推進され、荒子川排水機の設置(昭和21年度～25年度)、庄内用水頭首工の設置(昭和26年度～28年度)、庄内用水幹線水路工(昭和29年度～32年度)が施工された。この間、根拠法の改廃に伴い、昭和27年7月1日、名古屋市荒子川用悪水普通水利組合は名古屋市土地改良区に組織変更し、管理者名古屋市長は水利組合の機能すべてを組合員の資格を有する理事長に引継ぎ、理事長が運営の責任を持つこととなった。

しかし、土地改良事業はほとんどその目的を達成し、維持管理の時期を迎えた昭和30年以降、土地改良区の地域の耕作地は急速に宅地化、市街化し、耕作地を主体とした賦課金での経営が困難となった。

土地改良区の役員も負担の公平を求める組

会員の声を受け、名古屋市土地改良区は昭和31年に請願書を提出し本市と積極的に折衝し、昭和34年2月2日、土地改良区事業はすべて本市が継承経営し、土地改良区は負債を整理し昭和39年10月7日、愛知県知事の認可を得て解散した。

現在の土地改良区

現在、名古屋市西南部地域の農業振興地域に9土地改良区が設置されている。各土地改良区は、雨水排水も担う農業用水路や排水機場を管理運営しており、地域住民の生命財産を守る治水業務にも大いに寄与している。

なお、市内には上記の9土地改良区の他、複数の市町に受益がまたがる宮田用水土地改良区、木津用水土地改良区、愛知用水土地改良区、福田悪水土地改良区がある。

名古屋市内の土地改良区

名称	設立年	賦課金面積
藤高	昭和26年	103ha
茶屋後	昭和27年	90ha
東福田	昭和27年	9ha
茶屋新田	昭和27年	32ha
協和	昭和27年	41ha
海東	昭和36年	32ha
西福田	昭和47年	37ha
小川	昭和48年	38ha
富田町	昭和52年	64ha

3 その他の団体

農業技術の向上及び農産物販売流通ルート
の改善等を目的として、農業者が自主的に組織した団体が次のとおりある。これらの団体は、野菜・花きを主とした地域の特産物を核

とする生産者組織である。

主な農業団体

団体名
なごや農協管内
日比津出荷組合
山田パセリ組合
下之一色支店出荷部
富田営農部会
南陽町園芸部
大高園芸部会
VAC(ベジタブル・アクティブ・クラブ)
緑信用農協管内
徳重園芸組合
桶狭間園芸組合
本店園芸組合
天白信用農協管内
天白園芸推進協議会
その他
守山区興農クラブ

第8節 農業公園の管理運営

1 概要

農業公園は、法律による定義はないが、「地域農業の振興と普及」、「地域農業に対する住民の理解と共感」、「地域住民の農業、自然への親しみと憩い」といった理念に基づいて、全国各地に作られている。

本市には、農業センター、東谷山フルーツパーク及び農業文化園の3つの農業公園があり、これらは都市公園法ではなく、それぞれの設置条例に基づき管理運営されている。

本市の農業公園設置の歴史を紐解くと、農業センターは昭和40年度に、当時酪農の盛んであった東部丘陵畑作地帯に農業振興を図るための総合指導機関として開設された。

また、東谷山フルーツパークは昭和55年に、当時からぶどう等果樹の産地であった東谷山の地に、農業文化園は平成元年に、第2農業センターとの位置づけにより、当時花き栽培と稲作の盛んな南陽地区にそれぞれ開設されたとの記録がある。

それぞれ、設置当初は本市の直営施設として始まったが、東谷山フルーツパーク及び農業文化園は平成18年度から指定管理者制度による管理運営となり、長らく直営を維持してきた農業センターについても、令和5年度からDBO方式による再整備と指定管理者による管理運営体制に移行することとなった。

2 農業センター

沿革

農業センターは、昭和34年度に本市養鶏指導場(昭和28年開設・南区弥次エ町)が伊勢湾台風の浸水被害で閉鎖されたことを契機に、養鶏指導場再建を含め、本市都市農業の振興

を図ることを目的として、昭和40年4月1日に昭和区天白町大字平針(当時)に開設された。

園内は、温室、家畜舎、圃場、放牧場等とともに散策路、花壇、芝生広場、休憩所、売店等が設けられ、平成6年度にはしだれ梅園を開設、平成8年度には乳処理施設「ミルク工房」を開設して農業センター産の牛乳や牛乳を使用したジェラートの販売を行うなど、市民の憩いの場として親しまれてきた。

また、市民が身近に農業に触れられる機会を創出するため、乳しほり教室やヒヨコとのふれあい等の体験教室や、野菜の収穫体験や家庭菜園教室等の講習会を開催し、都市農業への理解促進を図る事業に取り組んできた。

催事

昭和53年度から市内で生産した農産物の販売等により実りの秋を楽しんでいただくことを目的として農業センターまつりを開催、平成6年度よりしだれ梅園(面積約5,000㎡)に植栽された日本有数の規模である約700本のしだれ梅を市民に鑑賞していただくことを目的としてしだれ梅まつりを開催、平成22年度よりふれあいと体験をテーマにゴールデンウィークフェアを開催して誘客等、施設の魅力向上に努めてきた。

また、平成26年度には、翌年の平成27年度に開園50周年を迎えるにあたり、市民に身近で気軽にご利用いただける施設を目指して、農業センターの愛称を募集するため名古屋市農業センター愛称募集選定委員会を立上げ、1,244点の応募の中から「delaふぁーむ」を愛称に決定した。

農業振興

平成16年度に農業技術課から移管された農

業振興対策事業については、農業ボランティア活動支援事業として、農家の高齢化や後継者不足による人手不足対策を目的に、農業ボランティアを育成する農業ボランティア育成講座(平成23年度までの名称は「なごやか農楽校」)を開催し、修了者による農業ボランティア団体「なごやか農楽会」の運営支援を実施してきた。

平成26年度より、業として農作物生産に携わる人材(チャレンジファーマー)を養成し、市内農地の保全につながることを目的として講座を実施し、修了者に農地バンク制度により市内の農地を斡旋するなどチャレンジファーマーの育成を行ってきた。

伝統野菜の八事五寸ニンジンの普及啓発のため、栽培と自家採種を行い系統維持に貢献するとともに、市民への種の販売を行ってきた。さらに、市民へのPRとして、区役所と連携して歴史と育て方を学び、種まきと収穫を行う体験講座を開催してきた。

また、畜産振興の一環として、種畜(乳牛、豚、めん山羊、鶏)の改良増殖と優良仔畜・優良雛・種卵の農家配布事業、乳牛(凍結)豚精液の分譲と出張授精事業、病鶏の早期診断と適切な予防・治療指導事業を行ってきたが、これらは既に廃止している。

名古屋コーチンの復活

昭和40年代に名古屋コーチンは外国の鶏に押されて姿を消しかけたが、「名古屋」と名がつく名古屋コーチンを名古屋の名物にすべく、昭和47年から復活と普及への取り組みを開始した。

まず行ったのが名古屋コーチン関係者の組織化で、養鶏家、食鳥処理場、ふ化業者、料理店等による研究会等を組織し、育種、飼養管理、経済性等についての研究に取り組んだ。

また、名古屋コーチンの改良と増殖にも努めるとともに、実用雛の生産・分譲についても行い、一時は市場の5割近くを農業センターが出荷した名古屋コーチンが占めるほど重要な役割を担っていた(現在は既に廃止)。

なお、平成24年からは、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生に伴う原種鶏の消失を防ぐため、愛知県が保存している名古屋コーチンの原種鶏の一部の飼養協力している。

昭和56年に設立された「名古屋コーチン普及協会」(事務局は農業センター内。平成21年解散)、平成21年に設立された「一般社団法人名古屋コーチン協会」とは、愛知県とも協力して様々なイベントを開催するなどしてきたが、令和4年度には新たに名古屋コーチン協会、愛知県、名古屋市による「名古屋コーチン振興協議会」を設立し、三者一体になって普及に取り組む体制が整備された。イベント開催以外にも、学生や社会福祉法人等との協働事業に積極的に取り組むなど、様々な形で普及に取り組んできた。

これらの成果として、平成27年には、なごやめし普及促進協議会により名古屋コーチンがなごやめしに登録されるなど、今では名古屋市を代表する食材のひとつとなった。

教育

農業知識の啓発向上のため、学校の職場訪問事業に協力して生徒に食料生産による農業の役割や重要性を啓発し、インターンシップ制度による園芸・畜産事業等の実技研修等を実施、大学生や専門学生、市民向けの講座等を各種開催してきた。

食農教育(環境教育)として、小中学校の授業に対応したプログラムを設け、クラス単位で生徒を受け入れ、農業センターの業務を紹介する中で農業についての学習を深めても

らっている。

民間活力導入

平成18年度に緑政土木局の公園施設等には指定管理者制度が導入されたが、農業センターは、農業の担い手育成や農業技術の研究・指導機関、畜産農家の防疫指導、特に高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応等、「行政機関としての責務」が一定あるため直営で運営する、という方針を取ってきた。

一方で、本市の都市化が進み、農業技術の研究・指導等の役割が低減してきた中で、平成27年の開園50周年を契機に更なる魅力向上を図るため、民間活力導入の可能性調査・検討を開始した。

各方面の事業者にはヒアリングを行った中では「畜産業務は特殊性が高く、受託するのは難しい」という声が多かったが、この時期に市内の畜産農家の何軒かが廃業（※平成27年には牛農家・鶏農家が3軒ずつあったが、令和4年現在では牛農家1軒）し、防疫指導業務のウェイトが少なくなるなど、状況に変化が生じた。このような状況の変化も踏まえ、令和元年度に公募型サウンディング調査を行ったところ、「畜産業務を含めた施設全体の管理運営」について、複数の事業者から参入に意欲が示された。

令和2年11月には市会の土木交通委員会において報告し、事業の方向性を定め、「魅力向上事業概要書」を令和3年3月に公表した。「農」を通じて自然や命の尊さを伝える「市民と農の架け橋」として、持続可能な人の暮らしのあり方について、知る・体験する・考える「きっかけの場」となることを目指して、令和4年度にDBO方式により事業者を公募した。

応募のあった4事業者のうち、名古屋市農

業センター整備運営事業者選定審議会の選定によって「未来農業共同事業体（代表：ホームメックス株式会社）」が指定管理者となり、令和5年4月1日から農業センターの運営管理業務を引継ぐこととなった。

施設概要

- ・所在地
名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872-3
- ・施設面積
85,340㎡
- ・主要施設
管理施設
本館、農業指導館、乳処理施設
園芸施設
圃場、市民菜園、竹林、花木園、宿根草園、しだれ梅園他
畜産施設
成牛舎、子牛舎、育成牛舎、ケージ鶏舎、展示鶏舎、乳牛放牧場他
飼育家畜
乳牛、鶏(名古屋種他)等

利用案内

- ・開園時間
午前9時から午後4時30分
- ・休園日
毎週月曜日（休日の場合、直後の休日でない日）・年末年始(12/29～1/3)
- ・農業相談
原則水・金・日曜日 午前10時から12時、午後1時から4時

3 東谷山フルーツパーク

沿革

東谷山フルーツパークは、名古屋市の東北端、市内最高峰である東谷山（海拔198.3m）の南西山麓に位置した緑豊かな自然の中にある。市民に、都市における植物観察や自然とふれあえる場を提供するとともに、都市農業の振興を図るため果樹栽培農家に対する栽培技術指導・研究を行うなど、多目的な農業公園として昭和55年4月に開設された。

当時としては先駆的なフルーツをテーマにした農業公園であり、パイオニア的存在として全国各地から自治体や諸団体が視察に訪れた。果樹を中心に各種樹木・草花が植栽しており、特に園路を中心に1,000本あまりあるシダレザクラは、桜の季節には名古屋の名所となっている。昭和60年4月に完成した「世界の熱帯果樹温室」では、熱帯・亜熱帯原産の珍しい果樹を見ることができ、平成3年5月には果実の理解を深める「くだもの館」が開館している。

また、平成10年10月、本園の東方に隣接する東谷山に散策路と展望台が整備され、豊かな眺望と自然の緑を楽しめるようになった。

フルーツパークの管理運営は、昭和62年度までは直営であったが、昭和63年度から、財団法人名古屋市都市農業振興協会（現公益社団法人名古屋市みどりの協会）への委託となり、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、公益社団法人名古屋市みどりの協会が指定管理者となっている（令和4年度現在）。



世界の熱帯果樹温室

施設概要

- ・所在地
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110
- ・施設面積
124,610.3㎡（池の面積17,084㎡を含む）
- ・主要施設
世界の熱帯果樹温室
熱帯・亜熱帯地方の珍しい果樹を観察することができる。半楕円球形大小2棟の温室で構築され、面積は約1,300㎡
果樹園
約23,000㎡の敷地にウメ、モモ、ナシ、リンゴ、ブルーベリー等の果樹を育てている。
くだもの館
売店、展示室、相談コーナー等
フィッシングコーナー
レストハウス
日本庭園、その他修景施設

利用案内

- ・開園時間
午前9時から午後4時30分
- ・休園日
毎週月曜日（休日にあたるときは直後の休日でない日）・年末年始（12/29～1/3）

・有料施設

世界の熱帯果樹温室

観覧料 大人300円、中学生以下無料

4 農業文化園

沿革

名古屋市南西部一帯は、市内最大の農業地帯であり、農業振興地域として稲作、生鮮野菜を中心に多様な農産物が生産されている。

農業文化園は、この地域に接する場所、戸田川沿いにあり、農業の必要性と花を愛する心を育む市民の憩いの施設として、市制100周年の年、平成元年5月に開園した。開業当時のメイン施設は、農業の歴史を振り返り、未来の農業を考える「農業科学館」、四季の草花や洋ラン、熱帯・亜熱帯の植物が楽しめる「フラワーセンター」、栽培展示温室、栽培展示農場等だったが、平成5年3月には、当時、公共団体として日本最大級の花苗生産施設であった「花工場」（現「花と野菜のにじいろ農場」）が完成した。

この「花工場」では、開設当初、近隣農家に花苗の生産を委託し、市内の公園や花農家向けの花苗が生産・供給されていたが、花苗の市場価格が下落したことから平成24年度をもって販売用花苗の生産は終了した。

平成6年には、戸田川緑地南地区が「陽（ひなた）の郷」として供用を開始し、農業文化園と相互に機能を高めあうような配慮がなされていた。

なお、農業文化園は、平成22年3月に戸田川緑地の都市計画区域に含まれることとなった。

平成23年4月には、フラワーセンターの温室としての機能維持を断念し、常温管理による植物管理に移行するとともに、それまで有

料施設であった農業科学館及びフラワーセンターが無料化された。

農業文化園の管理運営は、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、チームYMOが指定管理者となっている（令和4年度現在）。



農業科学館

施設概要

- ・所在地
名古屋市港区春田野二丁目3204番地
- ・施設面積 25,780㎡（戸田川緑地を除く）
- ・主要施設
（農業科学館）
昔の稲作農具や民具を展示した「なつかしい農業コーナー」、「世界の昆虫標本室」等を設置。面積は約2,500㎡
（フラワーセンター）
常温展示温室と、各種の展示会が開催される休憩・展示ホールで構成。面積1,500㎡
（花と野菜のにじいろ農場）
催しもの広場、水車小屋その他修景施設

利用案内

- ・開園時間
午前9時から午後4時30分
- ・休園日
毎週月曜日（休日にあたるときは直後の休日でない日）・年末年始（12/29～1/3）

都市農業と市民参加

現在、緑政土木局で農政に携わる職員は少ないですが、昭和54年度までは農政局がありました。農政局の時代は土地改良事業が盛んで、港区や中川区などの農業振興地域を中心に農業生産は活発に行われていました。今では面影もありませんが、農業振興地域ではなくても、例えば緑区徳重地区は見渡す限り「徳重大根」(現在のあいちの伝統野菜)畑でした。その後は、農家の高齢化や後継者不足、都市開発等により農地はどんどん減少していきます。

都市農業は、食料自給率の向上、環境保全・緑化、環境教育の場としての役割など、多岐にわたる利点があり、農地の保全は名古屋市にとって非常に重要な案件です。平成12年度当時、農地の多面的機能を生かし、貴重な緑の空間として保全していくため、また、当時の市民の自然志向の高まりや農業体験をしたいという強い要望を受け、今後の都市農業振興施策として「農園のあるまちづくり事業」に取り組んでいました。内容は、いろいろなタイプの農園やファーマーズマーケット設置、農家との交流事業、農業ボランティア(なごやか農楽校)の創設等です。

一般市民の積極的な参加は都市農業の持続可能性を高めるだけでなく、地域とのつながりを強化できます。食料生産の現場を身近に感じ、食べ物への感謝や自然との共生の大切さを再認識することにつながります。農業ボランティア活動は、市民が農業に直接関与し、農業の大切さや楽しさを体験する絶好の機会です。農業に対する理解を深められます。

この事業から20年あまり、当時1,998haだった農地面積は1,009haに、農家数4,687戸が2,613戸まで減少しました。この現実をどう見るのか判断は難しいですが、農園のあるまちづくり事業は市民農園事業として継続され、農業ボランティア事業も継続されています。

都市農業の振興と市民参加は、互いに影響を与え合い、都市の持続可能な未来を創造するための重要な要素で、都市農業と市民の協働で、より豊かな都市生活を実現できるのは真実であると確信しております。

舟橋 和時(元東山植物園長)

<平成12年度 農業技術課主査(ふれあい農業)>